

答申第 131号

(諮問第 154号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 8 月 29 日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 8 月 15 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

大分西高等学校がある事業場について、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 8 月 29 日付けで、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、公文書不存在（請求のあった期間中は産業医による職場巡視を実施しておらず、当該文書を作成又は取得していないため）を理由として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 9 月 4 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の非公開決定処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

令和 3 年 12 月 11 日付けで審査請求がなされ、この時期以降、処分庁は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第

32号。以下「規則」という。)の規定に基づき、大分西高等学校等の県立高等学校で、事業場で選任された産業医に定期的に作業場等の巡視を行わせる義務があると認識していたものと思料する。

よって、事業場で選任された産業医自身が作業場等を巡視していなかったとは到底信じがたく、非公開理由は、法令の規定に抵触している状態であり合理的でない。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第15条では、月に1回以上の産業医による巡視が規定されているところ、大分西高等学校においては、本件公開請求の請求内容に係る期間中は全く実施していない状況である。

その理由は、当該期間中、産業医が発熱外来を担当しており、当該校への訪問を控えていたからである。

よって、公文書公開請求のあった資料については、作成又は取得していないため、不存在により非公開としたものである。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分西高等学校（以下「当該高校」という。）がある事業場について、令和4年4月1日から同年7月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に、規則第15条の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料である。

2 公文書不存在による非公開決定の適否について

規則第15条において、産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視することとされている。

実施機関は、弁明書において、当該高校では、1名の産業医を選任し、職員の健康診断結果に対する助言指導など職員の安全衛生・健康管理に係る指導を行っているが、産業医による巡視については、対象期間中は、産業医が発熱外来を担当しており当該高校への訪問を控えていたことから、全く実施していない状況であるため、本件対象公文書を作成又は取得していないと主張している。

この点について、当該高校において、対象期間中は産業医による巡視を実施していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないという実施機関の説明は信用できる。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存

在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月30日	諮 問
令和5年 1月25日	事案審議（令和4年度第8回審査会）
令和5年 2月22日	答申決定（令和4年度第9回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	